

八王子市ものづくり企業立地継続補助金交付要綱

(目的)

第1条 八王子市ものづくり企業立地継続補助金(以下「補助金」という。)は、八王子市内での操業の継続を希望する都内中小企業者が行う操業環境の改善を図る取組(以下「操業環境改善事業」という。)に対し、必要な補助金を交付することにより、都内ものづくり企業の八王子市内における立地継続を支援するとともに、八王子市内ものづくり産業の維持・発展を図ることを目的とする。なお、この補助金は、東京都(以下「都」という。)の「都内ものづくり企業立地継続支援事業費補助金」を財源の一部とするものである。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「ものづくり企業」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支える技術を主に利用して事業を行う企業のことをいう。具体的には、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業を営む企業とする。
- (2) 「都内中小企業者」とは、次に掲げるすべてを満たす者とする。
 - ア 都内に事業所又は工場を有し、東京都に登記を有していること。
 - イ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。ただし、ゴム製品製造業(一部を除く)は資本規模3億円以下又は従業員900人以下の者、ソフトウェア業及び情報処理サービス業については、資本規模3億円以下又は従業員300人以下の者であること。なお、「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。
 - (ア) 大企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ)が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
 - (イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
 - (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
 - (エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。
 - ウ 引き続き1年以上操業していること。
 - エ 前号に規定するものづくり企業であること。
- (3) 「操業環境改善事業」とは、操業環境の改善を目的とした工場の移転事業をいう。ただし、他の補助金等を一部財源とする事業を除く。
- (4) 「工場の移転事業」とは、八王子市企業立地支援条例に定める製造業の企業立地促進地域内に存在する貸工場への移転(全部又は一部)に伴う機械等設備の輸送又は設置をいう。
- (5) 「工場」とは、生産設備等を備え経常に主たる生産業務を行う事業所、又は簡易な加工等を行う作業場をいう。
- (6) 「貸工場」とは、賃貸借契約を締結することにより使用権原を取得し、使用する工場をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象となる者(以下「対象事業者」という。)は次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 次のいずれにも該当する都内中小企業者であること。
 - ア 八王子市内に本社又は事業所の登記があり、八王子市内で1年以上操業を継続していること。
 - イ 補助金の交付を受けて移転した貸工場において、製造業を営むこと。

ウ 補助金の交付を受けて移転した貸工場において、3年間は操業を継続する計画であること。

エ 第4条第3号の期間内に移転を完了する企業であること。

(2)法人事業税、法人住民税及び法人市民税を滞納していないこと。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、対象事業者が行う操業環境改善事業に必要な下記に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、八王子市長が特に必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において、対象事業者に交付するものとする。

(1)移転前から所有する機械等設備の輸送に係る費用(運搬費・保険費)

(2)移転前から所有する機械等設備の設置に係る費用(分解・組立・校正費)

2 前項の補助金は、対象事業者が行う操業環境改善事業の補助対象経費の総額が100万円以上のもをを対象とする。

3 前項に規定する対象事業者が行う操業環境改善事業は、当該年度の6月1日から翌年2月末日までの期間に実施完了した事業とする。

4 この補助金は、八王子市企業立地支援条例の規定による奨励金と併用して交付を受けることはできない。

(補助金の額)

第5条 八王子市が対象事業者に交付する補助金の額は、対象事業者が行う操業環境改善事業の補助対象経費の4分の3以内の額(負担割合:都4分の2、八王子市4分の1)、又は補助限度額375万円(負担額:都250万円、八王子市125万円)のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、八王子市長が定める期日までに、様式第1号による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、八王子市長に提出しなければならない。

(審査会の設置)

第7条 八王子市長は、前条で定める補助金交付申請等の審査のため、八王子市ものづくり企業立地継続補助金交付審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 前項に規定する審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、八王子市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第8条 八王子市長は、第6条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、前条で定める審査会を開催してその内容等を審査し、現地調査等を行い、補助金交付の可否の決定を行うものとする。

2 八王子市長は、前項に規定する補助金交付の可否について、様式第2号による補助金交付可否決定通知書により、申請を行った事業者に通知するものとする。

3 八王子市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第5条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)とする。

5 第2項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第4条第3項に定める期間内に、当該事業計画に基づき、交付決定を受けた操業環境改善事業(以下「補助事業」という。)を実施し、完了させるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を八王子市長に提出すること

により、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を八王子市長に提出しなければならない。

(補助事業者が行う操業環境改善事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、必要な書類を添えて様式第3号による変更等承認申請書を、あらかじめ八王子市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 八王子市長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 八王子市長は、第1項の申請について審査し、その承認(これに付する、前項に規定する条件を含む)又は不承認を、様式第3号の2による変更等承認(不承認)通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、八王子市長が定める期限までに、必要な書類等を添えて様式第4号による実績報告書を八王子市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 八王子市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又は第8条第4項に規定する額のいずれか低い額とする。
- 3 八王子市長は、補助事業者に対し、第1項の審査に必要な報告、書類の提出を求めることができる。

(是正のための措置)

第13条 八王子市長は、前条第1項の審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 前項に規定する命令に対して補助事業者が必要な措置をした場合には、前条の規定により処理する。

(補助金の支払等)

第14条 八王子市長は、第12条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者からの請求に基づき、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第6号による補助金交付請求書を八王子市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 八王子市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2)補助金を他の用途に使用したとき。
- (3)補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4)第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (5)八王子市長が事業の実施を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 八王子市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業に補助金が支払われているときには、期限を定めて補助事業者はその返還を命じるものとする。

(報告の義務)

第17条 第14条の補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、補助事業の対象となった工場の操業状況について、操業状況報告書(別記様式第7号)及びその他八王子市長が必要と認める書類を指定する期日までに八王子市長に提出しなければならない。

2 八王子市長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求めることができるほか、実地検査を行うことができる。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業者が行う補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(操業の継続)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間は、八王子市内にて継続して操業するよう努めなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

3 補助事業者は、補助事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、様式第8号による取得財産等処分承認申請書をあらかじめ八王子市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号)に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 八王子市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査)

第21条 補助事業者は、八王子市長が八王子市職員をして、補助事業者が行う補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第22条 第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第16条の規定により補助金の返還を命じたときには、八王子市長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付し

なかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

第25条 補助金の交付に関し、この要綱の定めのない事項は、八王子市補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年5月16日規則第19号)に定めるもののほか、八王子市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

八王子市ものづくり企業立地継続補助金交付要綱実施細目

1 要綱第2条関係

第2条に規定する「移転」は、工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して周辺環境及び近隣住民等へ配慮するために行う、八王子市企業立地支援条例に定める製造業の企業立地促進地域内に存在する貸工場への移転等、操業環境の改善を図るものであること。

2 要綱第4条関係

第4条第1項に掲げる補助対象経費のうち、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 飲食代と認められるもの
- (2) 委託等について、補助対象期間外の期間に係るもの
- (3) 委託契約において、委託先の資産となるもの
- (4) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- (5) 補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、補助対象事業に係る経費が区分できないもの
- (6) 手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われている経費
- (7) 契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていないもの
- (8) その他八王子市長が補助対象外経費と認める経費

3 要綱第12条関係

第12条第2項に規定する「第5条の規定により算出する額」は、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額をいう。